

平成三〇年度東寺百合文書展

中世の古文書が近代によみがえる！

文書の解説

(後期展示部分)

QR コードがついています



スマートフォンなど、QR コードの読み取りに対応した機器を利用して、文書画像へ簡単にアクセスできます。

東寺百合文書 WEB: <http://hyakugo.kyoto.jp/>

四〇 従儀師相淳書状

ア函 三二五号
(応永一五(一四〇八)年) 八月九日

当時最高の権力者、足利義満(よしみつ)も死を避けることはできず、
応永一五(一四〇八)年五月六日に死去してしまいます。五月一二日か
ら六月二五日にかけて仏事が行われましたが、八月にはさらに百箇日七
僧法会が行われます。義満の追善のため、七人の僧侶が百日にわたって
行う法事で、七僧は延暦寺・三井寺の僧侶から選ばれ、東寺には七僧と
同座する僧を出すように命じられます。

八月九日付のこの書状は相淳から東寺側、宝厳院御房にあてたもので、
十六日から義満追善のための「百ヶ日御仏事七僧法会」を行うので、参
加する僧を決めて報告してほしい、という内容です。日がさしせまっ
ているので大変、とこぼしてもいます。

(端裏書)

「公文従儀師」

(端裏上書)

「 宝厳院御房 相淳」

一紙申入候、為恐候、

此間何等御事候哉、恐鬱候、今月

十六日、北山殿(足利義満)百ヶ日御仏事七僧法会

可被行之由、為藏人權左中弁家俊奉行

被仰下候、去明德四年後円蝕(融)院三十五日



御仏事之時、醍醐寺任恵法印・成舜僧都

被召候了、于今御存生無子細候歟、貴寺

并醍醐僧名可注進申之由被仰候、早々

可注給候、付廻早々可注給候、無余日之間、

申沙汰難渋候、可有御察候、毎事重連々

可申談候、恐々謹言、

八月九日 相淳

(ア函 三二五号)

四一 廿一口方評定引付

く函 四号
応永一五(一四〇八)年八月一〇日条

百ヶ日御仏事に僧を出すように命じられた東寺では、翌八月一〇日に
は誰が出るのかを投票で決めます。この日の記録には、投票では教遍、
隆禅、宣弘、快玄、賢仲が選ばれたこと、教遍には差し支えがあるため
五人ではなく四人を出すこと、快玄は(東寺とあわせて所属している)
醍醐寺の僧として出席することになっているので、投票次点の堯清にさ
しかえる、といったことが書かれています。

(前略)

八月十日

頼暁 教遍 快玄 紹清 良秀

宗源 光淳 光演 賢我 宗順



杲淳

一 鹿菌院殿（足利義満）御百ヶ日七僧法会僧名注進事

七僧法会可被行之、東寺分五口可有出仕之由

自從（儀脱か）師方（相淳）相催之、此旨披露衆中之処、人数可

有合点云々、仍合点之処、妙観院法印（教遍）、

実相寺法印（隆禪）、宝輪院大僧都（宣弘）、清浄光院大僧都（快玄）

宝蔵院僧都（賢仲）、以上五口、此内妙観院法印（教遍）故

障之間、四口注進之処、清浄光院大僧都（快玄）

自醍醐注進之、然間、今一口不足之間、増長院大僧都（堯清）

為次合点之間、相催之、四口有出仕、於青蓮院御

門跡、八月十六日被行之、布施物各五百疋被

下行之、絹褰当座公卿被引之、

（後略）

（く函 四号）

四二 東寺供僧評定廻請

そ函 二八号
応永一五（一四〇八）年八月一〇日

法会に出る僧を決めるため、今日の未時（一三時〜一五時頃）に会議をおこなうので出席するように、と呼びかけた文書です。ここに名前が記されている人のあいだで回覧されました。名前の下にある「奉」という字で出席の意を示しています。

廻

実相寺法印（隆禪）御房「奉」

大勝院法印（弘経）々々

宝輪院大僧都（宣弘）々々

観智院大僧都（宗海）々々「奉」

増長院大僧都（堯清）々々

宝蔵院僧都（賢仲）々々「奉」

宝勝院律師（重賢）々々

右、今月十六日、北山殿（足利義満）御百ヶ日

七僧法会可被行之、題名僧東寺分

五口、可有注進之由被仰出、仍出仕人数

事、今日未時可有評定、其以前

可令人寺給矣、

応永十五年八月十日

（そ函 二八号）



四三 北山殿百ヶ日七僧法会出仕僧合点状

そ函 一八八号

百ヶ日御仏事に出る僧を決める投票で実際に使われた文書です。名前の横につけられている線のようなものがその人への投票です。妙観院法印（教遍）に七票、実相寺法印（隆禪）に九票、宝輪院大僧都（宣弘）に八票、清浄光院大僧都（快玄）に九票、宝蔵院僧都（賢仲）に九票入っていました。

(合点略)

七僧法会交名合点

- 普光院法印(頼暁) 御坊
- 妙観院法印(教遍) 々々「七」
- 実相寺法印(隆禅) 々々「九」
- 大勝院法印(弘経) 々々
- 宝輪院大僧都(宣弘) 々々「八」
- 観智院大僧都(宗海) 々々
- 増長院大僧都(堯清) 々々
- 清浄光院大僧都(快玄) 々々「九」
- 宝蔵院僧都(賢仲) 々々「九」
- 正覚院僧都(紹清) 々々
- 弁律師(良秀) 々々
- 宝勝院律師(重賢) 々々
- 仏乗院律師(宗源) 々々
- 中将阿闍梨(光淳) 々々
- (以下見返)
- 治部卿阿闍梨(光演) 々々
- 大進阿闍梨(賢我) 々々
- 観智院
- 中将阿闍梨(宗順) 々々
- 民部卿阿闍梨(快濟) 々々
- 助阿闍梨(順清) 々々



杲淳

(そ函 一八八号)

四四 北山殿百カ日七僧法会題名僧交名注進案

ア函 一二六号

応永一五(一四〇八)年八月一日

百ヶ日御仏事に誰が参加するのかが決まったので、八月一日にその報告をしています。原本は先方に提出したので東寺側にはなく、これは控への文書です。

(端裏書)

「七僧法会交名注進案」



注進

七僧法会題名僧東寺四口交名事

実相寺按察

法印権大僧都隆禅 (年六十、戒四十〇夏)

宝輪院弁

権大僧都 宣弘 (年五十五、戒四十一夏)

清浄光院民部卿

快玄 (年四十九、戒三十四夏)

宝蔵院按察

権少僧都 賢仲 (年四十一、戒廿九冬)

右、注進状如件、

応永十五年八月十一日 ■

(ア函 一二六号)

四五 北山殿百カ日七僧法会出仕僧交名

そ函 三〇号

応永一五(二四〇八)年八月一六日

百ヶ日御仏事に参加した僧のリストです。名前の肩のところに所属が書かれていて、「東寺」あるいは「東」とあるのが東寺の僧です。展示番号四〇のいきさつ通り、隆禅、宣弘、堯清、賢仲の四名が参加していました。

(見返端裏書)

「七僧法会僧名応永十五八十六

鹿苑院殿(足利義満)御追善」



七僧法会

権僧正

(寺) 房誉 講師

(山) 忠慶 呪願

法印権大僧都

(寺) 房親 読師

権大僧都

(山) 心能 三礼

(山) 心明 唄

権少僧都

(寺) 房能 散花

(山) 忠宴 堂達

題名衆

法印権大僧都(東寺)隆禅

(寺) 顕深

権大僧都

(東) 宣弘

(山) 忠賀

(東) 堯清

(醜) 快玄

(寺) 房宗

(以下見返)

(寺) 房助

権少僧都

(東) 賢仲

(山) 澄基

(山) 厳経

権律師

(山) 弁覚

(山) 教宋

(山) 厳信

(山) 英忠

大法師

(寺) 範珍

(山) 桓清

(寺) 房縁

(そ函 三〇号)

四六

足利義持御判御教書

亦函 四一号の二

応永一五(二四〇八)年一〇月五日

義満の死により立場が一転してしまった人もいます。義満の寵愛を受けていた稚児の御賀丸です。

御賀は以前、東寺が持っている荘園、河原城荘を強引に買い取り、権利を証する文書を差し出させていました。しかし、義満が死んで半年後には第四代將軍の足利義持（よしもち）が、御賀の過去の振る舞いを咎め、もとの通り東寺に権利を認めたこの文書を出していて、すっかり様子が変わっています。

東寺領大和国弘福寺并河原庄事、為

弘法大師 勅給之地、長者代々相続也、而檢校

僧正（金剛乘院俊尊）去応永六年二月三日、為仁王經御読經

料所、寄附当寺畢、爰御賀丸雖有申子細、

不叙用之処、結句責取避状、抑留文書云々、早止

自由之競望、如元寺家領掌不可有相違之状、

如件、

応永十五年十月五日

右近大将源朝臣（足利義持）（花押）



（亦函 四一号の二）

四七 御賀大和国河原城荘代官職請文

亦函 四三号
応永一五（一四〇八）年一〇月二五日

東寺に河原城荘を返すように命じられた御賀は、なんとか荘園を手放さなくて済むよう、赤松性松（義則）に間に入ってもらって、かつて東寺から取り上げていた文書を返却すること、一年あたり四〇貫の年貢を支払うことを申し入れ、東寺の代官にしてもらおうとします。赤松の仲介ということで東寺も受け入れ、御賀に誓約書を提出させることにしました。その結果、御賀が東寺に提出したのがこの文書です。

（端裏書）

「御賀請文 応永十五 十 廿五」

東寺領大和国河原庄代官職事、

契約申之上者、毎年御年貢肆拾貫文

十一月中必可致其沙汰、然而為嚴重之

御願要脚之間、殊不可有不法之儀、若

雖少事、令未進懈怠者、且於公方及御

沙汰、且不日可被改替代官職、其時更

不可申子細者也、仍請文之状如件、

応永十五年十月廿五日 御賀（花押）



（亦函 四三号）

四八 廿一口方評定引付

天地之部一八号
応永一三（一四〇六）年九月一日条

四七では東寺に懇請するような文書を差し出すはめになっている御賀ですが、足利義満の存命中、威勢がいいときにはこうでした

応永一三年九月一〇日、義満は東寺を訪れ仏舍利をもらっていただきました。翌日の会議の記録には「御奉請記六、北山殿自筆被遊之了」とあり、北山殿、つまり義満が自ら筆をとって、仏舍利をもらい受けた旨の状をしたためた、とあります。義満はまず自分、次に御賀、その次に満濟らを記しています。満濟は三宝院門跡・醍醐寺座主を兼ね、義満の猶子でもある有力者ですが、それよりも前に書かれているところに御賀の権勢の程がうかがわれます。

(前略)

後、三宝院、令隨身彼御袈裟、「北山殿了、快玄、可参申入之由、蒙仰之間、参北山殿了、抑今度御成、御心静、寺家事共御尋之間、寺家祝着、不可過之者也、巨細記六、別在之、於御舍利封者、北山殿御付之、於自余道具者、栄暁僧都・快玄兩人付封、以上意、如此致沙汰了、御奉請記六、北山殿、自筆被遊之了、宝蔵、同籠之了、

〔後日書入之了〕 応永十三年九月十日

仏舍利

- | | | | | |
|---------|----|------|------------|------|
| 八粒 愚老 | 一〃 | 道祐 | 一〃 | 栄暁僧都 |
| 二〃 御賀丸 | 一〃 | 常忠 | 以上、十八粒、於東寺 | |
| 二〃 満濟僧正 | 一〃 | 隆禅法印 | 西院、御奉請之、 | |
| 一〃 澄豪僧都 | 一〃 | 快玄僧都 | | |



(後略)

(天地之部一八号)

四九 廿一口方評定引付

く函 一号

応永一一(一四〇四)年五月二一日、御賀が河原城莊を手に入れようと東寺に申し入れてきたときの会議の記録です。御賀からの仰せなのですぐに承諾の返答をしなければ、ということになっていて、ずいぶん気をつかっていることがわかります。

(前略)

同廿一日

- | | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 頼暁 | 隆禅 | 宣弘 | 杲淳 | 宗海 |
| 堯清 | 栄暁 | 賢仲 | 重賢 | 宗源 |
| 光淳 | 賢我 | 堅濟 | | |
- 一 弘福寺領大和国河原城庄所務職事

今暁卯時、加賀法橋、自北山馳来云、自御兒御賀殿被仰云、河原庄事、寺領之由承、可預給之由、被申候之由申之間披露之處、凡此間、侍從僧都頼寿、自寺家預給、而遠行之間雖難沙汰、自御兒被仰事、延引不可然之間畏可領状申之由、評定了、隨而年預罷出、可申事子細由治定了、

(後略)



五〇 鎮守八幡宮供僧評定引付

ワ函 三四号
応永二六(一四一九)年七月二日条

この展示では「評定引付」という文書をいくつかならべています。評定引付というのは廿一口方や学衆方などの供僧の組織が定期的に行っている会議の議事録です。次から次へと出てくるトラブルへの対応に迫られている文章がたくさんあって、組織の運営というのは楽ではなさそうです。しかし、年度はじめの最初の会議だけは少し様子がちがいます。鎮守八幡宮方は七月から翌年六月が年度で、年度初めの七月二日には出席者の名前に続けて、鎮守八幡宮の繁昌や荘園の安穩無事を披露、と書いてあるだけです。でもその後には……

鎮守八幡宮供僧評定引付(応永廿六、己亥)

七月二日

権僧正 教遍 杲淳 宗海 快玄
弘経 杲暁 宗源 弘承 隆顕
宏済 賢我 宗順 長賢 聖清
胤賢 宗融 広清 清円 宝清

(丁裏)

一 社頭繁昌庄園安穩吉事条々披露了、
(後略)



五一 食器食物料足注文

を函 九五号
応永二六(一四一九)年七月二日

冒頭に「久世 応永廿六年七月二日」とあります。「久世」というのは久世方つまり鎮守八幡宮方のことで、日付は五〇で示した年度はじめの会議の日です。どうやら会議の後には宴会があつたらしく、そのために用意した食べ物などの金額を記したリストのようです。

久世 応永廿六年七月二日

十文	しろかわ(ら脱か)け
五文	中おしき(折敷)
三十文	三ト入
三十五文	すへき
六文	大おしき
八十文	かなかけ
十文	ひへき
五文	中おしき
十五文	はしかミつけ
十五文	三ト入
七十文	あこた
二十文	うり



二十文	あいの物
十文	あをまめ
五文	やうの物
五十文	みる
三十六文	あふら
三文	ひさこ
二十文	しろうり
三文	しゆふ
十文	こふのり
七十文	わかめ
百五十文	ふ
又三十文	同シイタケ分
三十六文	もゝ
十文	はしき
二十文	す
十文	大こん
十五文	し
三百文	みそ
又百文同コホレ分	みそ
五十文下方弁	右安満二郎
	マス
九十文同ニそく入	うち木
百文	しは
三十文	いも
三文	さんせう

三文	ゆ
五文	こふ
三十文	なすひ
一貫文	さうめん
二貫百五十文	酒度々分
五十文	又さけ
百三十三文	ちうもんさけ
都合	四貫七百七十一文

(を函 九五号)

五二 廿一口方評定引付

天地之部二七号
嘉吉元(一四四一)年六月二五日条

室町幕府第六代將軍足利義教(よしのり)は、嘉吉元(一四四一)年六月二四日、赤松満祐邸での宴席で殺害されてしまいます。満祐は領国の播磨に下って戦の構えをしますが、九月には幕府から送り込まれた追討軍によって赤松氏一族は滅ぼされてしまいました。

この嘉吉の乱は、將軍の権威失墜や、細川氏・山名氏ら有力大名の抗争をまねき、後の応仁・文明の乱にもつながります。

義教殺害の翌日、廿一口方の会議でこの事件が取り上げられていて、その議事録が残っています。

ちなみにこの満祐の父が四七で御賀と東寺とを仲介した赤松性松(義則)です。

(前略)

同廿五日

隆遍 宏寛 聖清 宗融 弘英

清円○重耀

原清 重増

一 当御所様 (足利義教) 昨日廿四日薨御事

去廿四日酉刻計、御所様、赤松大膳大夫 (性具) 屋形入

申候、於当座、討申了、天下之念劇、中々無申

計候、此子細、披露之處、先々三宝院殿 (義賢)

参申、可訪申由、衆儀了、

(後略)



(天地之部二七号)

五三 赤松性具 (満祐) 卷数返事

コ函 二二三号

永享五 (一四三三) 年九月二三日

嘉吉の乱を引き起こした張本人、赤松満祐がその八年前、永享五 (一四三三) 年に東寺に送った手紙がのこされています。

東寺が満祐のために経を読み、その旨を記した文書 (卷数といいますが) を満祐に届け、それに対して満祐が礼を述べているのがこの手紙です。出家していたので法名の「性具」と署名しています。

(端裏書)

「赤松卷数返事 永享五」

卷数一枝送給候、

祝着之至候、被懸御

意候条、恐悦候、恐々

謹言、

九月廿三日

性具 (赤松満祐) (花押)

東寺



(コ函 一三三号)

五四 廿一口方評定引付

天地之部三四号

長祿三 (一四五九) 年十一月八日条

嘉吉の乱で殺されてしまった義教の子が第八代將軍義政 (よしまさ) です。

長祿三 (一四五九) 年十一月八日の廿一口方の会議では、義政が改修の終わった花の御所に引越したのでその祝いをどうするか、ということが議題になっています。

この頃、世間では飢饉だったので・・・

(前略)

去十六日夜時

一 公方様上御所エ御移徒、就之御礼奉自諸方 (公武僧俗)、任先而御例先可致御礼申之由、有其聞、然当寺事、普広

院殿御時千疋折紙并金鑑輪被進上之、如爾只今
可被進上敷之由、披露之処、尤可然其分治定了、
但来廿日自方々可有御礼也、其日ハ可有斟酌也、
次目安事寺奉行加賀守ニ可有談合之由、治定也、
次持参仁躰事増長院、尤可然其子細可申之、
(後略)



(天地之部三四号)

五五 足利義政御判御教書

い函 二九号
長禄四 (一四六〇) 年三月二十六日

この文書に付されているのが、その義政の花押です。
東寺が最福寺との間で争っている三町余の土地について、最福寺の主
張を退け、東寺が領知することを認めたものです。



東寺領山城国植松東庄内田地参町余事、
最福寺雑掌捧延文式年六月九日御下知・
康応元年四月廿五日御判以下證文、雖歎申之、
於東寺者、帶觀応御寄進状・永和御判之
御教書并応永八年十月廿八日御下知已下代
代御判、于今知行無相違之上者、不能対論、
至最福寺訴訟者、所令棄捐也、早任当
知行之旨、寺家弥可全領知之状、如件、

長禄四年三月廿六日

内大臣兼右近衛大将源朝臣 (足利義政) (花押)

(い函 二九号)

五六 御成方料足下行切符

夕函 一六九号
寛正三 (一四六二) 年九月四日

義政は寛正三 (一四六二) 年に東寺に参詣します。將軍様が御成にな
るといので、多額の費用を投じて念入りに用意をしたよう、お金を
支出する都度作成された明細を貼り継ぐとこのように太くなります。支
出の明細はこの文書のほかにもまだあつて、大変な出費だったようです。



(前略)

(合点略)

- 一 就御成事、仁和寺へ仏乘院 (仁然) 御出代粮事
 - 一 相国公罷出代粮事
 - 一 合式百十三文 友 (共) 二人加之、八月廿八日
 - 一 一百文、雑掌駿川 (河) 両度入夜御門跡へ参間、酒直給也
 - 一 二百十文、奈良紙三束代 正覚院 (原永) へ可進之、
 - 一 七十文 同奈良紙一束代
- 右可有下行、仍切符如件
寛正三年八月廿八日 (花押) (宝輪院宗寿)

(後略)

(夕函 一六九号)

五七 御成方散用状

寛正三(一四六二)年二月晦日
夕函 一七〇号

將軍様御成の費用は、実は他からの借金でまかなくなっていました。そのため利息もかかり、後日の返済額は三〇三貫八九〇文にもなっています。



(合点略)
(端裏書)
「御成方算用」

注進 御成方御算用状事

合 有足之事 寛正三年八月廿二日御成

上久世

式拾漆貫八百文 但上久世庄段錢 十二月廿二日マテ

下久世

拾六貫八十一文 但下久世庄段錢 自十一月十三日至十二月廿五日分

此外 一貫文 散祢院分以前御算用入之

植松

八貫文 植松庄反錢 十二月廿日マテ

上野

四貫四百廿二文 光明講掃除御方加定 上野庄反錢

此外 二貫文 長国寺分以前御算用入之

百六十貫文御折紙二通分 造管方御料足御借用

廿三貫二百六十六文 売物代御注文有之

九貫文 矢野庄御年貢代十二月廿日

此外 一貫文 両御給主御分進之候

五十五貫三百八文 浮足方ヨリ出之

已上 參百參貫八百九十文

同御返弁分事

百貫文 本錢御返弁

十五貫文 同利 自八月至十二月五ヶ月分 三文字

五十貫文 本錢御返弁

七貫五百文 同利 自八月至十二月五ヶ月分 三文字

八十五貫文 本利御返弁

此外 廿貫文作替文書渡之十一口方分

廿七貫百十二文 先度御算用過上分

九貫二百七十八文 同利 自八月至十二月五ヶ月分 五文字

已上三百三貫八百九十文

右算用之状如件、

寛正三年十二月晦日 乗珎(花押)

(夕函 一七〇号)

五八 広橋綱光奉書案

そ函 六八号

文正元(一四六六)年閏二月一三日

五九 東寺長者御教書

ホ函 五六号
文正元（一四六六）年閏二月一九日

義政の夫人は日野富子です。現代人にとっては義政よりも日野富子のほうが聞き覚えがあるかもしれません。文正元（一四六六）年三月、義政は夫人の富子とともに伊勢参宮をします。参宮の間、風雨の難がないように祈禱をなささいという命令を東寺のトップに伝えているのが五人の文書、さらにそれを東寺に伝えているのが五九の文書です。

これを受けて東寺では、三〇人の僧侶が三月五日から一七日までの三日間、愛染供や不動供を修し、仁王経を誦読して風雨の難を除く祈禱をおこなったようです。

（端裏書）

伝奏広橋殿

一 室町殿様御参宮御祈奉書安文（正文在寺務文正元年壬二月廿二日）

為御参宮御祈禱、自来月五日

至十七日、無風雨難之様、可致精誠

之由、可令下知東寺給之由、被仰下候、

於御卷数者、自十六日可付給也、

恐々謹言、

後二月十三日 綱光

長者僧正（慈尊院定昭）御房



（そ函 六八号）

（礼紙ウワ書）

一（切封墨引）

『文正元 壬二十九

御参宮御祈寺務奉書』観智院御坊 定珍

就 公方様（足利義政）御参宮御祈

伝奏（広橋綱光）御教書如此到来候、

以此旨可令披露寺家

給之由可申旨候、於結願

御卷数者十六日夕方

可有直進候也、恐々謹言、

後二月十九日 定珍



（ホ函 五六号）

六〇 足利義政自筆御判御教書

マ函 九四号
応仁元（一四六七）年六月二五日

義政が「天下静謐」のために祈禱をするよう、東寺に命じたものです。

一月前の応仁元（一四六七）年五月二六日には東軍の兵が一色義直邸を攻め、反対に西軍の兵が東軍の細川勝久邸を攻めるなどの戦鬪が発生していました。また、六月になると続々と入京してくる軍勢が引き起こす戦の余波で京中が大焼しています。応仁・文明の乱といわれることになる戦乱がこの後続いていくこととなります。

天下静謐祈禱事、

近日殊可致精誠之状、

如件

応仁元年六月廿五日（花押）（足利義政）

東寺々僧中

（マ函 九四号）



六一 山名宗全〈持豊〉奉行人連署兵糧米配符

ウ函 一〇五号
応仁元（一四六七）年八月二二日

西軍の将、山名宗全の下にいる奉行人が東寺領の下久世荘の人達に宛てて、兵糧米を出すように命じている文書です。期限までに納めなかつたら野伏をつかって厳しく催促するとも書いてあり、武力が横行する不気味さが伝わってきます。

（端裏書）

「兵糧米」

当方御陳中兵糧米之事

合

右寺社本所領并散在地等之事、当年貢借

用可申来晦日已前二可有沙汰候、若令向後延

引者、以野伏堅可被催促候也、



応仁元

八月廿二日

左衛門尉（花押）

右衛門尉（花押）

瑞蔭（花押）

下久世

名主沙汰人御中

（ウ函 一〇五号）

六二 斯波義廉下知状

ウ函 一〇〇号
応仁元（一四六七）年六月二一日

斯波義廉が東寺に対して、東寺領の西岡の者が河内国から上洛してきた軍勢を妨害して合戦を引き起こしたので処罰するように命じています。斯波義廉は西軍に属しており、河内から上洛してきていたのも同じく西軍、畠山義就の軍勢でした。

一方につけば他方から睨まれ、かといってそれを怖れて何もしなければそれはそれで睨まれることになり、身を守るためには様子を見て難しい判断をしなければならぬ状況がうかがわれます。

今月十七日自河州上洛軍勢、

於西岡寺領、地下人等相支路次、

及合戦之条、太不可然、所詮一段、為

寺家、可被行罪科、若無其成敗者、



申付別人、可致其沙汰者也、仍下知如件、

応仁元年六月廿一日 左兵衛佐(斯波義廉)(花押)

東寺衆徒御中

(り函 一〇〇号)

六三 権大僧都堯全起請文

ユ函 一〇八号
応仁二(一四六八)年六月晦日

東寺は寺領のことなどがあつて、西軍側とかかわりを持つてきました。しかし、応仁二年のこのとき、東軍の赤松政則が東寺に陣を設けます。西軍との諸々の關係を知られるのはまずいわけですが、どうやら伝わってしまったらしく、だれかが漏らしたのかもしれないということに犯人探しをしたようです。疑われた堯全が自分ではないと述べて寺に出した誓約書がのこっていました。

使われている紙は東寺御影堂宝印で、誓約をするときにはこのような護符に書く、というのが当時の作法でした。

立申 起請文事

再拜々々

- 一 於寺家之坊中、号有逆同宿坊、訴所司代、欲令罪科造意、一向不存知間之事、
- 一 今度赤松方軍勢寺中在陣之刻、於諸坊之内、称在敵方同意坊、欲令破脚事、一切無之間事、



一 衆中并公人以下、欲令生涯牢籠等之造意、以前

一向無之間事、

一 諸坊中并諸職等、申懸虚名、令致競望事、無紛形事、

一 師資間并諸人之不和、以前造意一向無之事、

右、件条々、若偽申者、可蒙

日本国中大小神祇、別伊勢天照大神・八幡大菩薩・

稻荷五所大明神・殊八大高祖御罰者也、仍起請文如件、

応仁二年戊子六月晦日 権大僧都堯全(花押)

(ユ函 一〇八号)

六四 廿一口方評定引付

天地之部三七号
文明元(一四六九)年四月二五日条

応仁・文明の乱の最中、東寺の供僧は寺の宝物が心配になつて醍醐寺へ避難させていました。しかし、醍醐寺も危険かもしれないので別のところに預けたほうがよいのではないかと、この日の会議で話し合っています。では、いつ、どこに、どうやって、ということですが、六条の陰陽師に占わせて決めよう、ということになりました。現代の私たちにはこのあたり、きちんと検討するのがよいように思われますが、当時は占わせて決めるのが最もよいやり方だったのでしょう。その後、五月一六日には東寺に戻すことに決まりますが、すでに交通も危険な状況になつていて、一八日には延期を決めます。そのまま醍醐寺に預けていたが、翌年には醍醐寺が戦いに巻き込まれて火事になり、東寺が預けていた宝物も被害をうけてしまします。

(前略)

同廿五日

公禪 仁然 杲覺 堯杲 堯全

宏清 原永 覺永 融寿 俊忠

慶清 具円 宗永 宝済

一 寺家宝物之事、依為乱世、雖被置醜酬、

近日有物責之間、可被渡他所敷之事、

六条陰陽師に可被占之由衆儀了

(後略)

(天地之部三七号)



六五 仏乘院仁然等連署起請文

ユ函 一一三号

文明三(一四七一)年四月五日

納所職の清増が死去した後、寺僧等が乗琳を後任に選んだところ、北面や中綱の人々は異議を申し立ててきました。これに対して寺僧は、我々のところで決めたことに下が異をとなえるのは前代未聞の無作法で、たとえ寺が滅亡するとしても乗琳の納所職補任を改めたりはしないと一同で誓っています。下克上の世の中、これまでの秩序がゆらいできたことへの危機感や怖れがこのような寺僧の反応につながったのでし
ようか。

(裏書)

「納所職乗琳評定衆起請文二通 (文明三、四五)」

敬白 起請文之事

右子細者、清増跡納所職、丹後乗琳兩人

所望之内、乗琳被補佐畢、然而北面中綱等

一同申云、去寛正四年五月、公人中約諾子細者、

他人所職不可致競望之由、令沙汰告文、於乗琳

彼判形随一也、然上者於乗琳者、不可申承引之由

致訴訟、依衆義治定被成補任之上、為下

計申上於之條、前代未聞之緩怠也、縦寺家

雖及滅亡、於乗琳納所者、不可有異転之由、

一味同心評義也、次御鬮条目一切不可有口

外者也、此条々雖為一事令違越者、

梵天帝釈四大天王、惣而日本国中大小神祇、

天照太神、八幡大菩薩、稻荷五所大明神

部類眷属八大高祖伽藍三宝御爵於各身

可罷蒙者也、仍起精文之状如件、

文明參年四月五日 宗明 (花押)

頼俊 (花押)

重禪 (花押)

巖信 (花押)

俊忠 (花押)

融寿 (花押)

覚永 (花押)



宝濟（花押）
原永（花押）
宏清（花押）
堯全（花押）
堯果（花押）
果覚（花押）
仁然（花押）

追加

就此題目、評定衆并一結衆之内雖為一人有難儀

大事等出来之事者、不顧生涯、可有

一同扶持合力者也、

（二函 一一三号）

六六 清貞秀書状

二函 七七号の二

閏九月二十九日

文明一一（一四七九）年のものらしい文書で、將軍義政が「大師御絵」をご覧になりたいとのことなので持ってきたさい、と東寺に伝えています。大師御絵というのは今も東寺に伝わる『弘法大師行状絵詞』です。「早々可有御持参候」と書くだけでなく、さらに「返々急々可御進上候」と繰り返しているあたり、急ぎの感が伝わります。この書状を書いている貞秀はよほど義政にせかされたのかもしれない。

大師御絵可有

御覧候由、被仰出候、

早々可有御持参

候、乱中少々失之

由申入候、返々急々

可御進上候、恐々

謹言、

後九月廿九日 貞秀（花押）

東寺雑掌

（二函 七七号の二）



六七 勸修寺教秀奉書

三函 一九九号

五月六日

足利義政の意を受けて勸修寺教秀が東寺に出した文書です。大納言殿のために懇丹を凝らして祈禱をなさい、と命じているのですが、これだけでは何のことだかわかりません。この文書には年が書かれていませんが、文明一二（一四八〇）年のもののように、実はこの四日ほど前に大納言殿、つまり義政の子である義尚（よしひさ）が遁世するといつて髪を切り出奔しようとする事件がありました。子の奇行を心配する親の気持ちがこの祈禱の命令になったのでしょうか。

大納言殿（足利義尚）御祈事、

自来九日、一七ヶ日間、
満寺殊可擬懇丹

由、被仰下之状如件、

五月六日 (花押) (勸修寺教秀)

東寺衆徒中



(三) 函 一九九号)

六八 鎮守八幡宮供僧評定引付

文明一四(一四八二)年二月廿一日条

ね函 二二二号

京都を荒廢させてしまった応仁・文明の乱が終わって五年後、將軍職もすでに子の義尚に譲っていた義政は東山に山莊の造営を始めます。といつても周りに命じて造らせるわけで、東寺にも寺領の老若を悉く駆せ催して役を勤めるようにとの命令が届きました。地形普請というので、整地のことでしようか。鎮守八幡宮方では急遽会議を開き、人手を出すための話し合いをしています。

(前略)

二月廿一日

宏清 覚永 融寿 慶清 頼俊 宗演
祐源 宝紹 栄舜 俊雄 真海 俊耀
融章 公尋 融守 巖信
一 東山御山莊地形御普請之事、以境内并近所寺領人数



可勤仕之由被成御奉書(布施下野守松田对馬守)仍諸庄園頭取之上者、
為久世方可存知之由、以衆儀、自廿一口年預渡賜御奉書了、仍此旨
披露候処、今日点申剋、催内談、被召諸預所、可有談合云々
同御請之文言可有談合也、於御請状者明日廿二日廿一口年預同道
申札錢百疋相副对馬方へ可持参之由衆儀了、
御奉書云

一 東山御山莊地形御普請事、自去四日被仰付訖、以境内并近所

寺領人数、不分上下、不言諸家被官、老若悉驅催之、可被勤仕之、

為避逅儀之上者、不可成已後引懸、若有難渋之輩者、不日

可被注申交名之由、被仰出候也、仍執達如件

文明十四

二月十日 英基判 布施下野守

数秀判 松田对馬守、一方之寺奉行也

東寺雜掌

御請状云

一 東山御山莊御普請之事、被仰出候則申付寺領之郷民等可致其沙汰候、

以此旨、可然之様、可預御披露候、恐々謹言

二月廿二日 覚永 廿一口

俊忠 当奉行

布施下野守殿

松田对馬守殿

(後略)

(ね函 二二二号)

六九 東山々荘普請方入足注文

ひ函 一一五号の一
文明一五（二四八三）年一月一八日

七〇 鎮守八幡宮供僧評定引付

ワ函 七八号
文明一五（二四八三）年七月二七日条

東山山荘普請のために東寺が文明一四年に負担した額を書き上げて
いるのが六九、文明一五年になって一万疋（一〇〇貫文）が東寺に賦課
されてきたのでその対応を話し合っているのが七〇です。東山山荘とい
うはいまの銀閣寺のことです。このように様々な人が関わって造られて
いたのですね。

（合点略）

文明十四年

東山殿御山荘御普請方入足之事

都合拾参貫百四十三文

於寺家別当分之事

八貫文 久世方上下庄之分

五貫文 植松方

一貫五百文 上野方

五百文 柳原

以上

庄家懸足之分

七貫文 上久世庄

四貫文 下久世庄

三貫文 〈定ハ二貫文〉 植松庄

四貫文 〈定ハ二貫文〉 上野庄

五百文 柳原

以上

此外拜師女御田段別五十人宛

被懸之了

……………（折紙）

現寺納分之事

二貫五百文 上久世庄

一貫五百文 下久世庄

五貫文 植松方〈自預所方渡之〉

一貫文 上野庄

五百文 柳原

以上十貫五百文之内

九貫六百廿文 上野方エ返弁了

文明十四、二月、五貫文借用之内

一貫文 造営方且返弁了

折紙裏ニ返弁之証ヲ書付了

右大方貫悟之分注之

委細者在別紙又者

納所可存知也

文明十五、六月五日

一二百八十六文 対馬方人夫廿六人、門指二人



一 世文不足

已上三百廿文 六ヶ月分利百文
以上四百廿文 文明十五、十一月十八日、算用了

(ひ函 一一五号の一)

(前略)

同廿七日

権僧正 教済 融寿退 俊忠 公遍 慶清

重禪 巖信 円忠 祐源 宝紹 俊雄

真海 公尋 原助 覚永退

一 就東山殿様御普請料、昨日自所司代(浦上則宗) 御奉書并所司代

副折紙到来、御奉書云

東山御所御普請料、万疋為当寺領分、不日可被致

其沙汰之由候也、仍執達如件、

文明十五

七月廿三日 (布施) 英基判

(松田) 数秀判

東寺雜掌

所司代折紙

東山殿御普請料万疋事、任去廿三日御奉書之旨、

早々可致其沙汰、万一有遲速之儀者、以謹責、可致

催促之由被仰出者也、仍状如件、

文明十五

七月廿六日 (浦上) 則宗判
東寺雜掌

(後略)

(ワ函 七八号)

七一 廿一口方供僧評定引付

文明一八(一四八六)年九月一八日条

ワ函 七九号

土一揆というのは、民衆が土倉や酒屋を襲って借金の棒引きを認めさせたり、質に取られていた土地や物を取りもどしたり、幕府に徳政令を出すように強要したりというような蜂起のことをいいます。東寺はこれまでも度々一揆側の陣地にされることがありましたが、このとき、文明一八年九月一〇日、細川政元の軍勢が寺にたてこもっている土一揆を追い立てていると、放火されたのか、それとも事故なのか、金堂や講堂、鐘楼、経蔵、鎮守八幡宮、中門、南大門など多くの建物が炎上してしまいました。

(前略)

同十八日

宝縁 教済 覚永 融寿 俊忠

慶清 巖信 宗承 円忠 祐源

杲明 栄舜 俊雄 公尋 俊我

公遍



(付箋) 「伽藍炎上之事」

一 当寺伽藍回祿事

去十日重而土一揆楯籠于寺中之間、為

武家被仰付、以細河(政元)手、令追却之処、金堂損火、

所謂金堂同回廊・講堂同廊・鐘樓・経藏

鎮守同回廊・中門并廊・南大門已上七宇一時

炎上、凡草創延曆十五以來六百九十二年、暨

于斯時滅亡、是可謂時節到来、衆僧之

愁歎・密徒之凌廢也、如祖師記文者、天下之

衰弊・国土妖乱無疑也、見聞之緇素、敢

無不驚悲者也、

(後略)

(ワ函 七九号)

七二 廿一口方評定引付

明応二(一四九三)年二月一〇日条
ち函 二六号

第一〇代將軍義材(よしき)は、明応二(一四九三)年二月一五日、畠山基家を討つため、河内の国に向けて京都をたちます。その直前、東寺には人夫一〇〇人を出すように命令が届きました。この日の会議ではどうするかを話し合っていて、免除してもらうために、幕府の東寺担当奉行に頼んでみよう、ということになりました。

(前略)

二月十日

教済 慶清 徹信 宗承 成印

祐源 円忠 栄舜 俊雄 真海

公尋 瑤遍 秀济 救賢

公遍

就河内国 御動座、寺領人夫百人、可召進之由御奉書、闔閣下知、

昨日触口持来、仍以両雜掌、可預免除之由、闔閣

方へ可被仰遣由了、

(後略)

(ち函 二六号)

七三 室町幕府奉行人連署奉書

明応二(一四九三)年閏四月一〇日
い函 三八号

四月二二日、細川政元は將軍足利義材が河内に出陣している隙をついてクーデターを起こし、新しい將軍を擁立してしまいます。義材やともてに河内に進軍していた畠山政長はひと月のあいだ抗戦を続けていきましたが、閏四月二四日の攻撃で敗れることとなります。この文書はその直前に京都のクーデター政権側から東寺に対して天下安全の祈禱をするように命じているものです。

(封紙ウワ書)



「東寺々僧御中 加賀前司清房」

天下安全御祈禱事、可
被致精誠之由、所被仰下也、
仍執達如件、

「飯尾」

明応弍年閏四月十日 加賀前司（飯尾清房）（花押）

「諏方」

信濃前司（諏訪貞通）（花押）

東寺々僧御中

（い函 三八号）



七四 飯尾清房書状

マ函 九七号
明応二（一四九三）年五月一日

実は七三は東寺に再交付されたものです。最初に出された文書はあて先が「東寺衆徒御中」となっていたようで、東寺はいったんその文書を返却し、幕府側があて先を「東寺々僧御中」に直した文書をあらためて作成し東寺に交付しました。それが七三で、そのときにあわせて送られた手紙がこの七四です。東寺百合文書には二万通を超える文書がありますが、これくらいたくさんの方の文書があると関連する興味深い文書も見つかるという一例です。

（封紙ウワ書）

「 飯尾加賀守

東寺年預御房御返報 清房」

就御祈禱之儀被成御下知候

処、当所事、可為寺僧中之由、

承候間、即調直進之候、於御

祈者別而被抽丹誠候事

肝要候、次制札事、得其意候、

即付申候て、可調進候、恐々謹言、

「明応弍」 「飯尾加賀」

五月十五日 清房（花押）

東寺年預御房

御返報



（マ函 九七号）

七五 飯尾清房書状

二函 三三一号
九月一日

幕府には東寺などの大きな寺社との連絡役を担う人がおり、東寺を担当する人は「東寺奉行」と呼ばれていました。この文書は東寺奉行である飯尾清房から東寺に宛てたもので、東寺が將軍へ松茸の折三合を献上したことについて礼を述べています。これとは別に清房にも一合が送ら

れたようで「賞翫無他候」と礼を述べています。松茸は今も昔もただの
きのことではなく特別なものだったのですね。

松茸折三合進上候

旨、則致披露候、珍重候、

仍私一合送給候、賞翫

無他候、委細猶雜掌可

令申間、閣筆候、恐々謹言、

九月十八日 清房（花押）

東寺年預御房

進之候



（二函 三三一号）

七六 大和国平野殿莊僧範舜松茸送進状

ヨ函 一〇号の一

一〇月四日

松茸といえ、百合文書のなかには鎌倉時代、大和国の平野殿莊から
年貢として松茸を納めるときに添えて送った文書がのこされています。
この文書は範舜が現地の管理人に松茸を納めたときにあわせて出した
もので、これまで五〇本を納めていたけれども今年は全然生えなくて、
なんとか三五本を納める、と書いています。これらの松茸も贈りものに
つかわれたのでしょうか。

御年くの御まつたけ

合三十五本

右進上せしめ候、さき々々ハ

五十本まいり候へとも、今年

つや々々おひす候あひた、も

とめいたして、候にした

かひてしんぜしめ候

よきやうに御けさんに

入しめ給へく候

十月四日 僧範舜

真行御房



（ヨ函 一〇号の一）

七七 室町幕府禁制

ヨ函 一〇九号

永正五（一五〇八）年五月二日

七二、七三で触れた第一〇代将軍足利義材は、河内に出兵している間
に京都でクーデターが起こり、その首謀者細川政元が送り込んだ軍
に敗れて将軍を廃され、京都で囚われの身になってしまいました。しか
し、ことはこれで終わらず、義材は越中へ逃れて名を義尹（よしただ）
にあらため、さらに周防へ移って政元への対抗を続けます。永正四（一
五〇七）年になって政元が暗殺されると、機に乗じて上京を企て、盛り
返してきます。この文書はまだ堺に滞在している義尹のもとに東寺が頼

んで出してもらった禁制です。義尹が京都に入り、將軍に復歸するのはこの後のことですが、すでに世間ではそういった勢いや流れを感じていたのでしょうか。

禁制

東寺

- 一 軍勢甲乙人等乱入狼藉事
- 一 伐取竹木事
- 一 相懸兵糧米事
- 右条々、堅被制止訖、若有違犯之輩者、速可被処嚴科之由、所被仰下也、仍下知如件、

永正五年五月二日

対馬守平朝臣（花押）

（り函 一〇九号）



東寺は急いでその対応を考えなくてはなりません。東寺と三寶院との間で義尹の御成準備についていろいろとやりとりがあり、七八、七九はそのなかで三寶院側から東寺に出されたものです。八幡宮参詣のときには御劍の奉納があるかもしれないがどうするかとか、宿坊の図面が欲しいとか細々とした実務的な詰めをおこなっています。

（端裏書）

「永正五 五 廿九到」

就今度御成之儀、可被注申条々事、

一 寺中御成之時、御道遣之事、

一 八幡御参詣之時、急度御釵など

御奉納有之歟、又御馬・御太刀被引候哉、先規如何、

一 御宿坊ニ折紙、或御太刀以下被下

例有之歟、

一 御宿坊之指図、早々調進可有之、

一 八幡御参詣計敷、又余之伽藍へも

御参詣有之歟、先規之様、懇可被

注進候、委細者此御使可申分候、

御由（油）断候てハ不可然候、早々御注

進肝要候、為其、態人を上申候、

恐々謹言、

五月廿八日

承盛（花押）

七八 越中法眼承盛書状

卜函 一四八号

永正五（一五〇八）年五月二八日

堺にいる足利義尹は入洛にあわせて東寺に参詣することを望んでいて、醍醐寺三寶院門跡の持殿を通して東寺に話が届きます。例にならなくて東寺の八幡宮に参り、実相寺の本尊を拝見したい、ということなので



東寺年預御坊

(卜函 一四八号)

七九 越中法眼承盛書状

ア函 二七三号
永正五(一五〇八)年六月四日

義尹御成のときに想定される動きを東寺に伝えている書状で、南大門から入って八幡宮に参り、ついで実相寺に御成、持仏堂で地藏菩薩をご覧になるがこれは短時間の予定で・・・などとあります。ちなみに本当の実相寺は実はずいぶん昔に廃れてしまっているのですが、実相寺に参るのが先例だからということでは今回は別の建物を実相寺になぞらえて対応するようです。東寺百合文書の仲間では現在京都大学が所蔵している「教王護国寺文書」のなかにこのような事情がわかる文書がこのつています。

(封紙ウワ書)

越中法眼

東寺年預御坊御返報 承盛

(端裏書)

「永正五 六 五到」

御差図之様、具御披露候、

為寺家、記被申旨、可然之由

被 仰出候、如差図自南大門、



八幡宮江可有御社参候、自其

実相寺江可為 御成候、則於

持仏堂地藏菩薩可有御

拝見候、聊御逗留不可有

御座候、就者十二間可為御前

候、場迄候間敷候、暫時之御

事候間、余之御座敷者無

用候、次御小便所御間半者、

如差図可有御用意候、猶

巨細之段、雜掌可被申候、

此趣寺家可有御披露之由候、

恐々謹言、

六月四日 承盛(花押)

東寺

年預御坊

(ア函 二七三号)

八〇 松永久秀書状

り函 一三六号

(永禄六(一五六三)年)四月一日

大和国の武将、松永久秀からの書状で、東寺の五重塔が雷のため焼けてしまったことを見舞っています。五重塔は度々焼失していますが、このとき焼けた塔は一二九三年に建てられたもので、鎌倉幕府の終わりから建武の新政、南北朝に分かれての争い、室町時代の数々の政変、応

仁・文明の乱など、この展示でとりあげた時期にちょうど重なって存在してきました。高い建物がたくさんある現代でも東寺の五重塔は京都の景観のなかに大きな存在感を持っています。風景から五重塔が消えてしまつて、当時の人々はどう感じたでしょうか。

塔婆雷火之段、言語

道断時節到来ニ候へハ、

非可有御歎事候、各以御

馳走御建立、来世之御

名誉為可残申与存候間、

無御退屈御造営肝要

存候、恐々謹言、

四月十一日 久秀（花押）

東寺年預御中



（り函 一三六号）

明治時代の「東寺百合文書」

東京大学史料編纂所の「起源」ともいふべき史料編輯国史校正局が設置されたのは、明治二（一八六九）年三月のことです。その直後には、「修史六万世不朽ノ大典」とする明治天皇の勅書が三条実美に下され、史料編纂事業が本格化していきます。さらに、これに伴う史料採訪は、その後の何度かの組織改編を経て引き継がれていき、やがて全国的な展開を見せることになりました。

この史料採訪の一環として、明治一九（一八八六）年八月、当時の内閣臨時修史局編修・星野恒は佐々木浚とともに東寺を訪れ、東寺百合文書をはじめめとする東寺伝来の膨大な古文書群と対面しました。このときの経過などについては、「採訪日記」（展示番号八一）の中で詳しく触れられており、また「史料編纂始末」（展示番号八二・八三）にもその前後の記録が残されています。そして、この史料採訪の成果の一つとして「東寺古文書目録」（展示番号八四）と「史料蒐集目録」（展示番号八五・八七）が残され、さらには影写本の作成へとつながるのです。

近代以降の日本中世史研究は、この影写本を基礎史料として発展してきたと言つても過言ではありません。ここでは、東寺百合文書影写本とその関連資料を展示し、明治の人たちが貴重な歴史資料を未来につなごうとした軌跡の一端をご紹介します。

明治一九年の史料採訪

明治一九（一八八六）年八月一〇日、内閣臨時修史局（後の東京大学史料編纂所）の星野恒は同局の佐々木浚を伴つて東京を出発、船や汽車を乗り継いで同一二日に京都に到着しました。このとき星野たちは京都府・大阪府（このときは奈良県を含む）・滋賀県の二府一県の史料調査を命じられており、同年一二月一四日に東京に帰るまで、社寺等を中心とした各地の史料所蔵者を精力的に訪ねています。京都府内に限つて言えば、京都府職員の協力を得ながら、特に社寺等が多い京都市域はもとより、府北部の諸郡に至るまでおよそ二箇月弱の日数を要して調査を行いました。

このときの「復命書」の中で星野は、「凡ソ京都府下搜索スル所ノ神社六十三、寺院二百七十六、人民七十六〇此内三十七社、百十七寺、十九人ノ書類ナシ、或ハコレアルモ採ラス、採ル所ノ文書一万二千七百八十四通、書籍九百十二冊、巡回ノ里程百七十八里余、日数五十八日トス」と記しています。後に示すように、このときの文書数には東寺の古文書は含まれていないか、含まれていたとしても一部であらうと思われれます。

八一 採訪日記

東京大学史料編纂所蔵

「採訪日記」は明治一九年の史料採訪の詳細を記録したもので、東寺には八月二七日・二八日に訪れることがわかります。二七日に「文書ノ多キ京師二冠」たる東寺を訪れた星野恒は、寺僧に対して百合文書の詳細を尋

ねますが、一部の函と目録しか示されず、重ねて「必百函アラン事を意ヒ之ヲ推問」したところ、誰もその実態を把握していませんでした。さらに自ら桐箱の蓋裏を確かめ、貞享年間に前田綱紀が「櫃壹佰ヲ寄附セシ」ことが書かれていることを知ったことから、改めて文書の全体像を問いただします。すると寺僧からは、自分で書庫に入つて調べてほしいと言われ、翌日、再び東寺を訪れて「文庫ニ就テ書函ヲ検」します。その結果、「函伊呂波ヲ以テ号ト為シ真名仮名両通」あることや、函の数が九十四函であることなどを確認しました。先に示された四函分の目録に七百五十通とあることから、全体の数量は約一万七千通を下らないものと推測し、既に知られている「東京図書館」（現在の国立国会図書館）所蔵の江戸時代の東寺百合文書写本「白河本」との比較調査を臨時修史局に要請しています。

八三 史料編纂始末 十五

東京大学史料編纂所蔵

この資料は、大正一四（一九二五）年末、「史料編纂掛六十年史」として編纂が進められたときのもので、東京大学史料編纂所の歴史をまとめるために集められた関係史料が綴じられています。

ここでは、明治二〇（一八八七）年四月一四日に「東寺文書通送之儀」を依頼する文書が京都府知事あてに送付されていることが記載されています。さらに六月一日には「兼テ致依頼置候教王護国寺文書取調ニ付テハ、目録等淨写之為、写字生一両名雇入度」として、京都府からその費用を負担してくれるのかという「照会」があり、同三日にこれを内閣臨時修史局が支払う旨、回答しています。

そして七月一四日には「京都府より東寺文書六箱到達セリ」ということで、「史料編纂始末 十四」（前期展）にもあつたように、文書を各函から取り出した上で別の箱に移し替えて東京まで運搬されたことがわかります。

また、九月八日に「京都府ヨリ、教王護国寺文書目録調製之分、通運便ヲ以、通送云々、通牒アリ、」として、「淨写」された文書目録が発送された旨、京都府から連絡がありました。これが「史料蒐集目録」（展示番号八五・八七）であると推測されます。

八四 東寺古文書目録

京都府行政文書（重要文化財）

「探訪日記」や「史料編纂始末」によると、明治一九年八月二七日・二八日に行われた星野恒らの東寺での史料探訪を受けて、内閣臨時修史局は京都府に対し、東寺に残された中世文書の「通数調査」とその目録の「淨写」（清書）を依頼し、そのために雇用する「写字生」の経費も負担しています。

その結果、目録は二部作成され、一部は「東寺古文書目録」として当館に残され、もう一部は「史料蒐集目録」として東京大学史料編纂所の架蔵となつて現在に至っています。

「東寺古文書目録」の内容は、現在も東寺が所蔵する「東寺文書」の目録から始まり、そのあとに東寺百合文書の「ひらがな」「カタカナ」が続きます。おおまかな文書名（単に「文書」としている場合も多い）の下に年月日、通数・冊数・巻数などが記載されており、函ごとに数量の合計もまとめられています。

全て京都府の罫紙に書かれています。注目すべきは、現在の東寺百合文

書「り函」「こ函」「せ函古文書」「せ函太政官牒補任」「せ函武家御教書并達」「せ函南朝文書」「せ函足利將軍家下文」にあたる項目が重複して綴じられていることです。その理由は定かではありませんが、本来は東京へ送られたもう一部の目録に綴じられるべきものが、何らかの手違いで京都府側に残されたのではないかと推測することもできます。

八七 史料蒐集目録 十四

東京大学史料編纂所蔵

京都府が雇用した「写字生」により「浄写」（清書）された二部の目録のうち、東京の内閣臨時修史局へ送られたのが、この史料蒐集目録です。前期に展示した「史料蒐集目録 十一」と異なるのは、末尾に京都府の野紙ではなく「太政官」の野紙を利用した部分が綴じられていることです。そこに書かれている内容は、前出の東寺古文書目録（展示番号八四）の解説で述べた「重複して綴じられている」七つの項目と一致します。つまり、現在の東寺百合文書「り函」「こ函」「せ函古文書」「せ函太政官牒補任」「せ函武家御教書并達」「せ函南朝文書」「せ函足利將軍家下文」に該当する箇所が東京に送られなかったことから、この部分の目録のみ、内閣臨時修史局において太政官の野紙を利用して作成されたのではないかと推測できます。

八八 史料蒐集目録 十四（副本）

東京大学史料編纂所蔵

内閣臨時修史局はその後いくつの変遷を経て、明治二八（一八九五）年に

帝国大学文科大学の史料編纂掛となります。この史料蒐集目録の副本は、「史料編纂掛」の野紙に書かれていることから、明治二八年以降に作成されたこととなります。

「写済」や「不及写（影写の必要なし）」などの注記は、史料蒐集目録の正本・副本ともに見られますが、なかには、東寺古文書目録はもちろんのこと正本にも記載されていない「書込み」なども見受けられます。

八九 東寺百合文書とその影写本

東京大学史料編纂所要覧には、「影写とは、筆・墨・和紙を使い、筆跡をそっくりそのまま、ほぼ一筆で写し取り、筆勢、虫喰・墨の濃淡・にじみ・本紙の輪郭などまで忠実に手作業で再現する特殊技法のことをいいます」との解説があります。

「東京大学史料編纂所図書目録 第二部 和漢書写本編（昭和三六年、東京大学史料編纂所）」によると、東寺百合文書の最初の影写本は明治三二（一八九八）年に作成されたようです。大半の文書は明治四一（一九〇八）年頃には影写を終えたようですが、中には昭和に入ってから影写された函もありました。

今回の展示では、大きな花押が据えられている文書や全体が墨抹されている文書（前期展）、あるいは上部が破損した文書や今は補修によって裏打ちされた封紙など（後期展）が、どのように再現されているのかを、東寺百合文書原本と比較しながらご覧いただけます。

東寺百合文書「垣生通安書状」(つ函七一)

東京大学史料編纂所蔵

東寺百合文書「比丘尼西妙田地寄進状」(ト函二八)

東京大学史料編纂所蔵

(影写本の展示箇所)

「封紙上書」
垣生藏人丞
通安」

(礼紙切封)
「(墨引)」

(影写本の展示箇所)

(伊予国)
当国事屋形如所存属無為候、
一向連々御懇祈之故候、就中料所等
事、当年事者每事非如所存候、
後々事者堅可申沙汰之由被申
付候、仍当年先千足送進候

如形

之至、所存之外、覚候由、金蓮院殿入
可預御披露候、恐々謹言、

十二月十一日

通安(花押)

(玄雅)
寺崎殿御宿所

(東寺) (北向) (師) (寄進)
とつしきたむきの大しにきしむ
(奉)
したてまつる田代地事
口五丈、おくゑ十丈、
(奥) (奥) (北) (東)

合 あり八条おゝみや、おほみやよりひかしきた
(在) (大宮) (大宮) (東北)

のころひかしのそい、
(類) (東)

右、くだむの地は、さいめうひわらな
(件) (西妙) (童名) (相伝) (分)

みやうにして、ちきやういまにさほいなき地也、しかるを、
(明) (知行) (間) (然)

あますてに六十におよひ候あひた、このよら
(尼) (既) (及) (間) (余) (幾)

ほどなく候へハ、たつしよりきしむしたてまつる
(程) (後世菩提) (寄進) (奉)

ところなり、あまかこせほたいおも、よくくと
(所) (也) (尼) (後世菩提) (能) (及) (申)

らわれまいらせ候はんかため、えいたいおかきりて、
(進) (永代) (限)

きしむしたてまつるところなり、ほむけや
(寄進) (奉) (所) (也) (本家役)

は、いみのむしう四まい、又せしやへ二まい也、又月
(丈) (宛) (尺) (枚)

五もつつのぶくわつのほかは、くし・くわやく
(文) (宛) (外) (公事) (課) (役)

なし、よてきしなしやう如件、
(仍) (寄進) (状)

元亨二年三月十四日

(比丘尼) (西妙)
ひつじやくめう(花押)
あみたら(花押)

(影写本の展示箇所)

九一 東寺百合文書 桐箱（や函）

貞享二（一六八五）年、加賀藩主前田綱紀から、文書の保存容器として東寺に寄附された桐箱で、「東寺百合文書」という名前の由来にもなりました。

「探訪日記」にもあるように、明治一九（一八八六）年に星野恒が東寺を訪れた際、この桐箱の蓋裏に書かれた銘を読み、前田綱紀が保存箱を「壹佰」寄附したことを改めて確認したのです。

前期に展示した「な函」の桐箱には、「模写相済分」と書かれた札が貼られており、これは明治時代の影写本作成のことではなく江戸時代の写本事業（例えば「白河本」など）のことではないかと推測しました。この「や函」にも「模写済」と書かれた札が貼られています。その上に重ねるようにして「や」のラベルが貼られていることがわかります。左下の比較的新しい「や」のラベルは、昭和四二（一九六七）年以降に総合資料館で貼られたものですが、右上のラベルには既に貼られていたものと思われまます。「模写済」の札は、これより以前に貼られたものであることから、江戸幕府の老中を務めた松平定信による写本「東寺百合古文書（いわゆる「白河本」）」や、あるいは小浜藩の国学者・伴信友による写本「東寺古文零聚」の際の「模写」を指しているのではないかと推測することができまます。

京都府による明治三年の古文書調査

当館が所蔵する京都府行政文書約九万点のうち、京都府「立庁」前の慶応三（一八六七）年から昭和二二（一九四六）年度までの資料一万五千四百七点、これは国の重要文化財に指定されています。展示番号八四の「東寺古文書目録」もそのうちの一つです。

ここでは、明治三（一八七〇）年に京都府が実施した府内の古文書調査に関する資料を中心に展示します。

九二 御達書

京都府行政文書（重要文化財）・御達書10-1-1-23

明治二（一八六九）年二月に太政官が京都から東京に移されると、京都には「留守官」という官庁が置かれました。留守官から京都府宛に出されたこの資料には、単に「四月」としか書かれていませんが、留守官が実質的に機能した期間などから明治三（一八七〇）年のものと推測されます。

京都府に対し、府が管轄する社寺所蔵の古文書・記録類を早々に取り調べて提出するよう申達しています。

九五 故文旧記類 第五

京都府行政文書（重要文化財）・明3-41-1

前期展では、寺院が所蔵する古文書を京都府が書き写した事例を紹介し

ましたが、ここでは所蔵していないという回答をした例を紹介しします。

展示箇所左頁の寺院は、「御寄附之品并古文書・記録等之所蔵無御座候」として、古文書などを所蔵していない旨、京都府に届けています。

乍恐御届奉申上口上書

拙寺義

御寄附之品并古文書・記録等之

所蔵無御座候、此段御届奉申上候、以上、

知恩院末

庚午年 繩手三条下ル

五月廿二日 高樹院(印)

九六 故文旧記類 第五

京都府行政文書(重要文化財)・明3―41―2

左頁の「御断書」には、「天明八(一七八八)年」、「安政五(一八五八)年」及び「元治元(一八六四)年」の火災によって古文書・記録等が「不残焼失」したと記載されており、近世における京都最大の火災と言われる「天明の大火」や元治元年に起こった「禁門の変」など、度重なる火災や戦災によって貴重な歴史資料が失われてしまったことを物語っています。

御断書

今般社寺所蔵之古文書・記録等取調、

差出候様、被 仰渡候二付、取調候處、天明八

戊申年 火災・安政五 戊午年 火災・元治元 子年

変火、其砌不残焼失仕候間、此段御断

奉申上候、以上、

九七 古文旧記類

京都府行政文書(重要文化財)・明3―44

京都府による明治三(一八七〇)年の古文書調査では、文書の影写本も作成されていました。この資料には、大通寺文書の影写本が一冊に綴じられており、中には有名な「醍醐寺雑事記」も影写されています。ちなみに「採訪日記」(展示番号八二)の展示箇所にもあるように、星野恒は二日目(明治一九年八月二八日)に東寺を訪れる直前に大通寺を訪ね、「醍醐雑事記正写八冊ヲ採ル」として、同寺に伝わる「醍醐寺雑事記」も調査していました。

大通寺は遍照心院とも呼ばれ、東寺百合文書の中でも度々登場する寺院です。

九九 大通寺文書影写本 二

東京大学史料編纂所蔵

奥書には、「明治十九年八月編修星野恒採訪 明年八月影写了」との記載があり、先に述べたように、明治一九(一八八六)年八月に内閣臨時修史局の星野恒が大通寺文書を調査、さらに翌二〇年八月には文書の影写が完了

したことがわかります。

(二)では、明治三年に京都府が作成した影写本と、明治二〇年に内閣臨時修史局が作成した影写本を比較する形で展示します。

一〇〇 京都府史料蒐集目録 京都府行政文書(重要文化財)

明治一九(一八八六)年の内閣臨時修史局による京都府内の史料採訪では、多くの神社・個人等が所蔵する史料の調査が行われたにも関わらず、「東寺古文書目録」(展示番号八四)を除いてその調査目録が京都府側には残されなかったようです。必要を感じた京都府職員の湯本文彦^(*)は明治三四年、修史局の後身である東京帝国大学史料編纂掛に依頼し、その写しを入手しました。それがこの「京都府史料蒐集目録」です。目録部分は「史料編纂掛」の罫紙が使用されており、元は三冊だったものが今は一つに合冊されています。

冒頭には翌三五年に書かれた湯本文彦の文章が添付されていますが、文中の「此外二東寺百合文書の如きハ已三別二一大冊の目録あり」(赤の傍線部分)というのは「東寺古文書目録」のことを指しているでしょう。

目録は、史料の所蔵者^(二)ごとに文書名と点数が記載されており、湯本の文章では「此三冊ても已三数千通二及び」とあります。ちなみに教王護国寺(東寺)の欄にはわずかに数行で「過去帳」などが記載されているだけです。

^{ゆもととみひこ}
*湯本文彦 天保一四(一八四三)年〜大正一〇(一九二一)年

明治二〇(一八八七)年の京都府行政文書「雇進退綴」(明20―9)や「雇進退録」(明20―10)によると、元鳥取藩士の湯本文彦は、明治二〇年一二月に京都

府に採用されました。府における歴史編纂の担当者として、平安遷都千百年記念祭事業の一環である『平安通志』の編纂事業を皮切りに、「京都府寺誌稿」、「京都府会志」、「維新前民政資料」などの編纂に携わりました。また、府の公文書保存の実質的基礎が築かれた明治三五〜三八年の「臨時文書整理」にも従事するなど、歴史編纂と文書保存において大きな功績を残しました。大正四年、府を退職後も「鳥取藩史」の編纂に取り組み、歴史編纂一筋の人生を送りました。

大学史料編纂のため古文書調査のはじまりより

大学より主任の人々を派出せしめ、吾京都府下にて社寺及

び其他の蔵せる旧記・古文書を点検せしめ、其重要なものハ尺く

大学ニ借りいれ臨模せしめて史料とせられしもの数万通ニ□□、

大学の古文書已三数万ニ及びも京都のもの甚大部分を占

めたり、然るに府庁ニハ如何なる文書を史料ニ取られしや、社寺ニても

亦借り上られしやとて、如何なるを重要と認められしや、知るに由なく

其管守の上ニ於ても甚だ心もとなけれハ、去年稟決の上、大学ニ通

牒し三上委員ハ文通して其目録を求めたり、年程なく此三

を写して控へられ、其他ハ此次といふ事ありし候、いまだおくられず、

此三冊ニても已三数千通二及び、天下稀有の文書少なからず、此外二

東寺百合文書の如きハ已三別二一大冊の目録あり、又我等

志ニ集めし此外のものも実ニ夥し、何ら京都の文書ハ留める

の難しきや、ゆくゆくハ一切集輯して京華重東集目を

製せんとおもへと果して能く成得りや否をしらず、文

書整理の期ニ當り、其事由を略記して観ん人ニ告ぐ

といふ、

明治三十五年八月十二日 文書整理委員湯本文彦誌

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
89.5	前期	法印頼暁権少僧都堅濟連署契状 ほういんらいぎょうごんのしょうそうづけんさいれんしよけいじょう	東寺百合文書 テ函.82.1. 応永11(1404)年10月1日
89.6	前期	東寺百合文書影写本「法印頼暁権少僧都堅濟連署契状」 とうじひやくごうもんじょえいしやぼん ほういんらいぎょうごんのしょう そうづけんさいれんしよけいじょう	(東京大学史料編纂所蔵)
89.7	後期	比丘尼西妙田地寄進状 びくにさいみょうでんちきしんじょう	東寺百合文書 卜函.28. 元亨2(1322)年3月14日
89.8	後期	東寺百合文書影写本「比丘尼西妙田地寄進状」 とうじひやくごうもんじょえいしやぼん びくにさいみょうでんちきし んじょう	(東京大学史料編纂所蔵)
90	前期	東寺百合文書桐箱(な函) とうじひやくごうもんじょきりばこ なはこ	
91	後期	東寺百合文書桐箱(や函) とうじひやくごうもんじょきりばこ やはこ	
92	前期原本 後期パネル	御達書 おたっしょ	京都府行政文書 御達書10-1-23
93	前期	古文旧記類 第老 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-37
94	前期	古文旧記類 第四 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-40
95	後期	故文旧記類 第五 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-41-1
96	後期	故文旧記類 第五 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-41-2
97	前期原本 後期パネル	古文旧記類 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-44
98	前期	大通寺文書影写本 一 だいつうじもんじょえいしやぼん	(東京大学史料編纂所蔵)
99	後期	大通寺文書影写本 二 だいつうじもんじょえいしやぼん	(東京大学史料編纂所蔵)
100	前期パネル 後期原本	京都府史料蒐集目録 きょうとふしりょうしゅうしゅうもくろく	

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
70	後期	鎮守八幡宮供僧評定引付 ちんじゅはちまんぐうぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ワ函.78. 文明15(1483)年
71	後期	廿一口方供僧評定引付 にじゅういっくかたぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ワ函.79. 文明18(1486)年
72	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ち函.26. 明応2(1493)年
73	後期	室町幕府奉行人連署奉書 むろまちばくふぶぎょうにんれんしよほうしよ	東寺百合文書 い函.38. 明応2(1493)年閏4月10日
74	後期	飯尾清房書状 いのおきよふさしよじょう	東寺百合文書 マ函.97. 明応2(1493)年5月15日
75	後期	飯尾清房書状 いのおきよふさしよじょう	東寺百合文書 ニ函.331. 9月18日
76	後期	大和国平野殿莊僧範舜松茸送進状 やまとのくにひらのどののしょうそうはんしゅんまつたけそうしん じょう	東寺百合文書 ヨ函.10.1. 10月4日
77	後期	室町幕府禁制 むろまちばくふきんぜい	東寺百合文書 り函.109. 永正5(1508)年5月2日
78	後期	越中法眼承盛書状 えっちゅうほうげんしょうせいしよじょう	東寺百合文書 ト函.148. 永正5(1508)年5月28日
79	後期	越中法眼承盛書状 えっちゅうほうげんしょうせいしよじょう	東寺百合文書 ア函.273. 永正5(1508)年6月4日
80	後期	松永久秀書状 まつながひさひでしよじょう	東寺百合文書 り函.136. 4月11日
81	前期原本 後期パネル	採訪日記 一・二 さいまうにつき	(東京大学史料編纂所蔵)
82	前期	史料編纂始末 十四 しりょうへんさんしまつ	(東京大学史料編纂所蔵)
83	後期	史料編纂始末 十五 しりょうへんさんしまつ	(東京大学史料編纂所蔵)
84	前期パネル 後期原本	東寺古文書目録 とうじこもんじよもくろく	京都府行政文書
85	前期	史料蒐集目録 十一 しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
86	前期	史料蒐集目録 十一(副本) しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
87	後期	史料蒐集目録 十四 しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
88	後期	史料蒐集目録 十四(副本) しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
89.1	前期	足利直義裁許状 あしかがただよしさいきよじょう	東寺百合文書 せ函.足利將軍家 下文.3. 貞和5(1349)年閏6月27日
89.2	前期	東寺百合文書影写本「足利直義裁許状」 とうじひやくごうもんじよえいしやぼん あしかがただよしさいきよじょう	(東京大学史料編纂所蔵)
89.3	後期	垣生通安書状 はぶみちやすしよじょう	東寺百合文書 つ函7.1. 12月11日
89.4	後期	東寺百合文書影写本「垣生通安書状」 とうじひやくごうもんじよえいしやぼん はぶみちやすしよじょう	(東京大学史料編纂所蔵)

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
47	後期	御賀大和国河原城莊代官職請文 おんがやまとのくにかわらじょうのしょうだいかんしきうけぶみ	東寺百合文書 ホ函.43. 応永15(1408)年10月25日
48	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.18. 応永13(1406)年
49	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 く函.1. 応永11(1404)年
50	後期	鎮守八幡宮供僧評定引付 ちんじゆはちまんぐうぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ワ函.34. 応永26(1419)年
51	後期	食器食物料足注文 しょつきしよくもつりょうそくちゅうもん	東寺百合文書 を函.95. 応永26(1419)年7月2日
52	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.27. 嘉吉元(1441)年
53	後期	赤松性具<満祐>巻数返事 あかまつしょうぐ(みつすけ)かんずへんじ	東寺百合文書 コ函.23. 永享5(1433)年9月23日
54	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.34. 長祿3(1459)年
55	後期	足利義政御判御教書 あしかがよしまさごはんみきょうじよ	東寺百合文書 い函.29. 長祿4(1460)年3月26日
56	後期	御成方料足下行切符 おなりかたりょうそくげぎょうきつぷ	東寺百合文書 夕函.169. 寛正3(1462)年9月4日
57	後期	御成方散用状 おなりかたさんようじょう	東寺百合文書 夕函.170. 寛正3(1462)年12月晦日
58	後期	広橋綱光奉書案 ひろはしつなみつほうしよあん	東寺百合文書 そ函.68. 文正元(1466)年閏2月13日
59	後期	東寺長者御教書 とうじちやうじやみきょうじよ	東寺百合文書 ホ函.56. 文正元(1466)年閏2月19日
60	後期	足利義政自筆御判御教書 あしかがよしまさじひつごはんみきょうじよ	東寺百合文書 マ函.94. 応仁元(1467)年6月25日
61	後期	山名宗全<持豊>奉行人連署兵糧米配符 やまなそうぜん(もちとよ)ぶぎょうにんれんしよひょうろうまいはいふ	東寺百合文書 ウ函.105. 応仁元(1467)年8月22日
62	後期	斯波義廉下知状 しばよしかとげちじょう	東寺百合文書 り函.100. 応仁元(1467)年6月21日
63	後期	権大僧都堯全起請文 ごんのだいそうずぎょうぜんきしょうもん	東寺百合文書 ニ函.108. 応仁2(1468)年6月晦日
64	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.37. 文明元(1469)年
65	後期	仏乗院仁然等連署起請文 ぶつじょういんにんぜんられんしよきしょうもん	東寺百合文書 ニ函.113. 文明3(1471)年4月5日
66	後期	清貞秀書状 せいのおさだひでしよじょう	東寺百合文書 ニ函.77.2. 閏9月29日
67	後期	勸修寺教秀奉書 かじゅうじのりひでほうしよ	東寺百合文書 ミ函.199. 5月6日
68	後期	鎮守八幡宮供僧評定引付 ちんじゆはちまんぐうぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ね函.22. 文明13(1482)年
69	後期	東山々莊普請方入足注文 ひがしやまさんそうふしんかたいりあしちゅうもん	東寺百合文書 ひ函.115.1. 文明15(1483)年11月18日

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
24	前期	若狭国太良荘雑掌申状案 わかさのくにたらのしょうざっしょうもうしじょうあん	東寺百合文書 は函.93. 建武2(1335)年
25	前期	雑訴決断所牒案 ざっそけつだんしよちょうあん	東寺百合文書 ゐ函.18.5. 建武元(1334)年3月27日
26	前期	雑訴決断所牒案 ざっそけつだんしよちょうあん	東寺百合文書 ゐ函.18.6. 建武元(1334)年3月27日
27	前期	源盛信請文 みなものもりのぶうけぶみ	東寺百合文書 ウ函.146. 6月28日
28	前期	真言院後七日御修法請僧交名 しんごんいんごしちにちみしほしょうそうきょうみょう	東寺百合文書 ろ函.3.25. 建武3(1336)年
29	前期	比丘尼良明敷地文書紛失状案 びくにりょうめいしきちもんじよふんしつじょうあん	東寺百合文書 京函.72.2. 建武3(1336)年8月日
30	前期	足利尊氏御判御教書 あしかがたかうじごはんみきょうじよ	東寺百合文書 せ函.足利将軍家 下文.4. 観応元(1350)年7月28日
31	前期	足利義詮御判御教書 あしかがよしあきらごはんみきょうじよ	東寺百合文書 せ函.足利将軍家 下文.7. 正平6(1351)年11月16日
32	前期	小槻国治書状 おつきくにはるしよじょう	東寺百合文書 フ函.23. (正平7(1352)年)閏2月25日
33	前期	室町幕府禁制 むろまちばくふきんぜい	東寺百合文書 ホ函.27.1. 観応3(1352)年3月18日
34	前期	山名時氏禁制 やまなときうじきんぜい	東寺百合文書 せ函.南朝文書.19. 正平8(1353)年6月15日
35	前期	金蓮院真聖敷地券契紛失状 こんれんいんしんしょうしきちけんけいふんしつじょう	東寺百合文書 イ函.45. 文和3(1354)年7月日
36	前期	足利尊氏御判御教書 あしかがたかうじごはんみきょうじよ	東寺百合文書 せ函.足利将軍家 下文.18. 文和4(1355)年7月18日
37	前期	学衆方評定引付 がくしゆかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ム函.29. 文和4(1355)年
38	前期	八条院々町地子帳 はちじょういんいんのちようちしちょう	東寺百合文書 ヘ函.21. 元応元(1319)年6月
39	前期	法勝寺執事法眼慶承書状 ほっしょうじしつじほうげんけいししょうしよじょう	東寺百合文書 フ函.49. 永和3(1377)年9月28日
40	後期	従儀師相淳書状 じゅうぎしそうじゆんしよじょう	東寺百合文書 ア函.325. (応永15(1408)年)8月9日
41	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 く函.4. 応永15(1408)年
42	後期	東寺供僧評定廻請 とうじぐそうひょうじょうかいじょう	東寺百合文書 そ函.28. 応永15(1408)年8月10日
43	後期	北山殿百廿七僧法会出仕僧合点状 きたやまどのひやつかにちしちそうほうえしゆつしそうがてんじょう	東寺百合文書 そ函.188.
44	後期	北山殿百廿七僧法会題名僧交名注進案 きたやまどのひやつかにちしちそうほうえだいまいそうきょうみょう ちゅうしんあん	東寺百合文書 ア函.126. 応永15(1408)年8月11日
45	後期	北山殿百廿七僧法会出仕僧交名 きたやまどのひやつかにちしちそうほうえしゆつしそうきょうみょう	東寺百合文書 そ函.30. 応永15(1408)年8月16日
46	後期	足利義持御判御教書 あしかがよしもちごはんみきょうじよ	東寺百合文書 ホ函.41.2. 応永15(1408)年10月5日

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
1	前期	宝莊嚴院領莊園注文案 ほうしょうごんいんりょうしょうえんちゅうもんあん	東寺百合文書 レ函.1.1. 平治元(1159)年閏5月日
2	前期	後白河院庁下文案 ごしらかわいんのちょうくだしぶみあん	東寺百合文書 サ函.1. 治承2(1178)年6月20日
3	前期	平信正敷地文書紛失状案 たいらののぶまさしきちもんじょふんしつじょうあん	東寺百合文書 シ函.3.1. 承久3(1221)年7月日
4	前期	関東御教書案 かんとくみきょうじょあん	東寺百合文書 ヨ函.29.1. 文永11(1274)年11月1日
5	前期	安芸国新勅旨田未進年貢代銭支配状 あきのくにしんちよくしでんみしんねんぐだいせんしはいじょう	東寺百合文書 な函.41. 正応6(1293)年4月7日
6	前期	(年行事某書状案) ねんぎょうじぼうしよじょうあん	東寺百合文書 な函.39. 正応5(1292)年11月17日
7	前期	伊予国弓削島莊雜掌加治木頼平関東下向料足結解状 いよのくにゆげしまのしょうざっしょうかじきよりひらかんとうげこうりょうそくけちげじょう	東寺百合文書 と函.37. 正応5(1292)年12月18日
8	前期	伊予国弓削島莊雜掌加治木頼平請文 いよのくにかじきよりひらうけぶみ	東寺百合文書 ト函.17. 正応6(1293)年2月5日
9	前期	定嚴書状 じょうごんしよじょう	東寺百合文書 ル函.252. 12月16日
10	前期	加治木頼平替銭請文案 かじきよりひらかえぜにうけぶみあん	東寺百合文書 な函.42. 永仁元(1293)年12月2日
11	前期	関東事書案 かんとくことがきあん	東寺百合文書 京函.48.2. 永仁5(1297)年3月6日
12	前期	野部友吉田地讓状 のべともきちでんちゆずりじょう	東寺百合文書 ヒ函.22.3. 永仁5(1297)年6月23日
13	前期	野部友吉田地売券 のべともきちでんちばいけん	東寺百合文書 ヒ函.22.4. 永仁5(1297)年6月23日
14	前期	尼慈快田地文書紛失状 あまじかいでんちもんじょふんしつじょう	東寺百合文書 エ函.92.8.
15	前期	尼慈快田地文書紛失状 あまじかいでんちもんじょふんしつじょう	東寺百合文書 せ函.11.1. 元弘3(1333)年11月日
16	前期	播磨国矢野莊重藤名地頭寺田範兼讓状 はりまのくにやののしょうしげふじみょうじとうてらだのりかねゆずりじょう	東寺百合文書 せ函.武家御教書 並達.8. 正和2(1313)年9月12日
17	前期	北条高時巻数返事 ほうじょうたかときかんずへんじ	東寺百合文書 ヒ函.36. 嘉暦3(1328)年12月29日
18	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 せ函.南朝文書.9. 元弘3(1333)年6月19日
19	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 せ函.南朝文書.10. 元弘3(1333)年7月2日
20	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 ヤ函.21.1. 元弘3(1333)年7月7日
21	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 あ函.13. 元弘3(1333)年8月4日
22	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 ヒ函.37. 元弘3(1333)年9月1日
23	前期	若狭国太良莊雜掌申状案 わかさのくにたらしょうざっしょうもうしじょうあん	東寺百合文書 ぬ函.28.1. 建武元(1334)年4月日

京都府立京都学・歴彩館

平成 30 年度 東寺百合文書展 中世の古文書が近代によみがえる！

会 期：(前期) 平成 30 年 9 月 15 日 (土) ～10 月 9 日 (火)

(後期) 平成 30 年 10 月 13 日 (土) ～11 月 11 日 (日)

休 館 日：9 月 17 日 (月・祝), 9 月 24 日 (月), 10 月 8 日 (月・祝), 11 月 3 日 (土・祝)

展 示 解 説：(前期) 9 月 27 日 (木) 15:30～, 10 月 6 日 (土) 15:30～

(後期) 10 月 18 日 (木) 15:30～, 10 月 27 日 (土) 15:30～

会 場：京都府立京都学・歴彩館 1 階展示室

京都府立京都学・歴彩館

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 1-29

TEL: 075-723-4831

FAX: 075-791-9466

E-mail: rekisaikan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

URL: <http://www.pref.kyoto.jp/rekisaikan/index.html>